

第1 審査会の結論

福島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成23年8月30日付け県サ第63号で行った公文書一部開示決定において不開示とした部分のうち、実施機関は別紙「開示すべき項目」欄記載の部分は開示すべきであるが、その他の部分については妥当である。

第2 審査請求に係る経過

1 審査請求人は、平成23年7月26日付けで福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、

- ① 福島県警察本部から発出された平成23年度福島県留置施設視察委員会委員候補者の推薦についての依頼文書全て
- ② 福島県警察本部からの推薦依頼に応じて、法曹関係者、医療関係者、地域住民等の各団体から送付された平成23年度福島県留置施設視察委員会委員候補者の推薦についての回答文書全て
- ③ 平成23年度福島県留置施設視察委員会委員名簿あるいは同委員構成を示した文書の開示を求めて公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 これに対して実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、

- ① 平成23年度福島県留置施設視察委員会委員候補者の推薦についての依頼文書
 - ・ 平成23年3月2日付け起案書（第12号）及び依頼文（案）（以下「文書1」という。）
 - ・ 平成23年4月11日付け起案書（第24号）及び依頼文（案）（以下「文書2」という。）
 - ・ 平成23年3月2日付け起案書（第13号）、依頼文（案）及び依頼文（以下「文書3」という。）
 - ・ 平成23年4月28日付け起案書（第25号）、依頼文（案）及び依頼文（以下「文書4」という。）
 - ・ 平成23年4月28日付け起案書（第26号）、依頼文（案）及び依頼文（以下「文書5」という。）
 - ・ 平成23年4月28日付け起案書（第27号）、依頼文（案）及び依頼文（以下「文書6」という。）
 - ・ 平成23年5月2日付け起案書（第29号）、依頼文（案）及び依頼文（以下「文書7」という。）
 - ・ 平成23年5月2日付け起案書（第30号）、依頼文（案）及び依頼文（以下「文書8」という。）

- ・ 署長宛て連絡文（決裁）、連絡文（案）及び平成22年5月24日付け連絡文（写）（以下「文書9」という。）
- ② 平成23年度福島県留置施設視察委員会委員候補者の推薦についての回答文書
 - ・ 平成23年3月28日付け福島県警察本部長宛ての回答書及び推薦書（以下「文書10」という。）
 - ・ 平成23年4月14日付け福島県警察本部長宛ての回答書及び推薦書（以下「文書11」という。）
 - ・ 平成23年5月12日付け福島県警察本部長宛ての回答書及び推薦書（以下「文書12」という。）
 - ・ 平成23年5月12日付け福島県警察本部長宛ての回答書及び推薦書（以下「文書13」という。）
 - ・ 平成23年5月17日付け福島県警察本部長宛ての回答書及び推薦書（以下「文書14」という。）
 - ・ 平成23年4月11日付け福島県留置施設視察委員会委員候補者推薦書（以下「文書15」という。）
 - ・ 平成23年4月18日付け福島県留置施設視察委員会委員候補者推薦書（以下「文書16」という。）
 - ・ 平成23年5月12日付け福島県留置施設視察委員会委員候補者推薦書（以下「文書17」という。）
 - ・ 平成23年5月20日付け福島県留置施設視察委員会委員候補者推薦書（以下「文書18」という。）
 - ・ 平成23年5月27日付け福島県留置施設視察委員会委員候補者推薦書（以下「文書19」という。）

③ 平成23年度福島県留置施設視察委員会名簿（以下「文書20」という。）

を特定し、平成23年8月30日付けで公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の理由を付して審査請求人に通知した。

(1) 条例第7条第2号に該当

署長宛て連絡文の「警察署名及び警察職員の印影」、回答書及び推薦書の「推薦者の氏名及び担当者の氏名」、「福島県留置施設視察委員会委員候補者の氏名、住所、生年月日、略歴（職歴など）及び推薦理由並びに代表者の印影」等については、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

(2) 条例第7条第2号及び第3号に該当

回答書及び推薦書の「発出者」、「推薦団体の印影」等については、公にすることにより推薦団体名等が明らかになれば、当該情報から特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

さらに、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する。

(3) 条例第7条第2号及び第4号に該当

福島県留置施設視察委員会名簿の「氏名、生年月日、年齢、郵便番号、自宅住所、職業の一部及び連絡先」については、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

さらに、福島県留置施設視察委員会委員（以下「県委員」という。）の氏名等の個人情報公になると、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(4) 条例第7条第2号及び第6号に該当

依頼文、回答書及び推薦書の「推薦団体名、代表者名、所在地、連絡先、被推薦者の事務所及び連絡先並びに本文中の一部」等については、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

さらに、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公となり推薦団体が特定されることとなれば、公正かつ円滑な委員の確保に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

- 3 審査請求人は、平成23年10月24日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、本件処分の一部を不服として福島県公安委員会に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消し及び本件対象公文書の開示を求めるといふものである。

2 審査請求の理由及び主張

審査請求の理由及び主張は、審査請求書及び提出された意見書の内容を要約するとおおむね次のとおりである。

(1) 文書1から文書8までについて

宛先欄及び本文の一部に記載されている県委員を推薦する団体名及びその敬称を不開示にすることにより保護される利益は、県委員選任過程における透明性とこれによる留置施設視察委員会の独立性の確保という重要な利益を上回るものではないことから、宛先欄及び本文中の一部を不開示とすることは違法又は不当である。

ア 条例第7条第2号該当性について

仮に推薦団体として特定の大学が明らかになったとしても、そのうちの教職員が推薦されたかについて特定できるものではない。医師、管理栄養士等についても同様であり、個人情報には当たらない。

イ 条例第7条第6号該当性について

実施機関は「推薦団体が特定されれば、当該事業の性質上、要請を受けた団体が県委員候補者の推薦を躊躇するなど、人格識見の高い者を選任することにより留置施設の運営の改善向上を図ることを目的とした事業遂行の妨げとなり、公正かつ円滑な県委員の確保に支障を及ぼすおそれがある。」というが、推薦母体が推薦を躊躇する可能性を示しているにすぎず、事業の実質的具体的な支障の蓋然性は認められない。本件において推薦団体を非公開とすることにより保護される利益が、推薦団体を公開することにより保護される選任における透明性の確保と、これによる留置施設視察委員会の独立性の確保という重要な利益を上回るものとは考えられない。

また、国連の拷問禁止委員会で弁護士会が推薦する弁護士を含めることを確保するなどの措置により、外部監視の独立性を保障すべきとする勧告を発しており、留置施設視察委員会の独立性と留置施設視察委員会委員選任過程における透明性を確保することは公益上重要であることから、公益上の利益を比較衡量し開示すべきである。

推薦団体を非公開とすることこそ、まさに「委員の公平性・中立性も担保されなくなるおそれ」がある。

(2) 文書9について

特定の警察署名が明らかになった場合に、なぜ「地域住民の代表等として警察署に関係する団体から県委員に推薦する者の人選を行うことが、関係団体の関係者から容易に推認される」おそれがあるのか主張の趣旨が不明である。

条例第7条第2号該当性については、「推薦団体等が明らかになれば、推薦された者を特定されるおそれがある」との実施機関の主張は理解できず、個人情報への該当性は認められない。

(3) 文書10から文書19までについて

推薦団体名、代表者名、所在地及び連絡先を不開示にすることは違法又は不法である。

ア 条例第7条第2号該当性について

県委員を推薦する各種団体が「個人」に該当しないことは明らかであり、推薦団体名、同団体の所在地及び連絡先は個人情報には該当しない。

また、このような団体の代表者の氏名についても、通常、各種団体の代表者の氏名、所在地及び連絡先は慣行により公にされ、あるいは公にすることが予定されている情報であることから、個人情報該当性の除外規定に該当し、個人情報には当たらない。

イ 条例第7条第6号該当性について

本件において推薦団体を非公開とすることにより保護される利益が、推薦団体を公開することにより保護される選任における透明性の確保とこれによる留置施設視察委員会の独立性の確保という重要な利益を上回るものとは考えられない。

(4) 文書10から文書19までについて（現に選任された者の推薦書に限る。）

現に県委員に選任された者について推薦書中の「被推薦者の氏名、略歴（職歴な

ど) 及び推薦理由」を不開示とすることは、違法又は不当である。

条例第7条第2号該当性については、県委員は福島県公安委員会が任命する非常勤特別職の地方公務員であるから、同委員に選任された者の氏名は条例の例外規定である第2号ただし書のウに該当し、個人情報には当たらない。

また、県委員の略歴(職歴など)及び推薦理由の部分は、一般に、その記述をもって特定の個人を識別することができるとはいえないから、個人情報には当たらない。

(5) 文書20について(氏名欄及び職業欄を除く。)

「県委員の推薦団体等名称欄、郵便番号欄、住所窓口欄及び電話欄」を不開示とすることは、違法又は不当である。

ア 条例第7条第2号該当性について

県委員を推薦する各種団体が「個人」に該当しないことは明らかであり、推薦団体名及び同団体の所在地、連絡先は個人情報には該当しない。

イ 条例第7条第6号該当性について

本件において推薦団体を非公開とすることにより保護される利益が、推薦団体を公開することにより保護される選任における透明性の確保と、これによる留置施設視察委員会の独立性の確保という重要な利益を上回るものとは考えられない。

(6) 文書20について(氏名欄及び職業欄に限る。)

「県委員欄中の氏名欄及び職業欄」を不開示とすることは違法又は不当である。

ア 条例第7条第2号該当性について

(4)と同様

イ 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号が適用されるためには、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的具体的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が求められる。

実施機関の主張は、「可能性」を指摘するものにすぎない。

留置施設視察委員会の活動が消極的になれば「留置施設の規律及び秩序が害され、保安事故等の異常事態が発生するおそれがある」などとする点は、留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するという留置施設視察委員会の制度趣旨をそもそも正当に理解していない。

第4 実施機関の説明要旨

本件対象公文書は、実施機関が平成23年度の県委員候補者を福島県公安委員会に上申するため、法律関係者、医師、地方公共団体の職員、地域住民の代表等関係する公私の団体の長に対して行った県委員候補者の推薦の依頼に係る起案書、依頼文、署長宛て連絡文、推薦団体からの推薦に係る回答書及び推薦書並びに平成23年度の福島県留置施設視察委員会名簿である。

実施機関が本件対象公文書の一部を不開示とした理由は、一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると、次のとおりである。

1 文書1から文書8まで、文書10から文書19まで及び文書20について

(1) 条例第7条第2号該当性について

不開示としている部分について、文書1から文書8までの宛先欄には県委員候補者を推薦する団体名、本文中には敬称、文書10から文書19までには推薦団体名、代表者名、所在地及び連絡先、文書20には団体等名称、郵便番号、住所窓口及び電話番号がそれぞれ記載されている。条例では、「何人」も開示請求をすることを認めており、仮に推薦団体名を明らかにすると、例えば、大学教授の場合は、勤務する大学及び学部が公になったときは、専攻する分野等を勘案すると、既に開示している性別や公知の事実などから、容易に委員個人を特定できるものと考えられる。

また、推薦団体の関係者等であれば、保有している情報又は入手可能であると一般的に考えられる情報とを照合することにより、被推薦者を特定することが更に容易であると考えられる。

(2) 条例第7条第6号該当性について

県委員候補者を推薦する団体名を公にすることにより、県委員個人が特定されれば、被留置者の関係者や再犯を企図する者等が、当該個人に対して脅迫や不当な要求をし、又は圧力を掛けることも考えられ、その結果、被推薦者の平穏な生活が害されることを懸念し、県委員候補者が県委員になることをためらうなど、県委員の選定に際し困難な状況が生ずる。

また、県委員の選任に当たっては、年齢、性別、業種等に偏りがなく、バランスのとれた人選を行うことが重要であるが、県委員になろうとする希望者が減少して県委員候補者の確保が困難になれば、県委員の人選に支障を及ぼすばかりか、人格識見が高く、改善、向上に熱意を有する県委員候補者の確保が困難になるなど、県委員の公平性・中立性も担保されなくなるおそれがある。

2 文書9について

条例第7条第2号該当性について

不開示とされた部分には、県委員候補者の推薦を行った警察署名が記載されている。

仮に推薦した警察署名を公にした場合、地域住民の代表等として警察署に関係する団体から県委員に推薦する者の人選を行うことは、関係団体の関係者から容易に推認されるおそれがあり、推薦団体名等が公になれば、被推薦者を特定されるおそれがある。

3 文書10から文書19までのうち現に選任された者の推薦書について

条例第7条第2号該当性について

不開示とされた部分には、現に県委員に選任された者の氏名及び略歴（職歴など）並びに推薦理由が記載されている。

県委員は、福島県公安委員会が任命する非常勤特別職の地方公務員であるが、その職務は、留置施設を視察し、その運営に関し留置業務管理者に対して意見を述べるものとされている。

留置業務管理者は、留置施設視察委員会に対して留置施設の運営状況についての情報提供をすることとされており、被留置者のプライバシーを含む情報や留置施設の保

安に関する情報等の不開示情報を提供する場合も含まれる。

被留置者は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第22条第4項に基づき、留置施設視察委員会に対して書面を提出することが認められており、その書面については検査しないこととされていることから、被留置者が留置施設視察委員会に脅迫内容の書面を送付し、不当な要求を行うなど、この制度を悪用するおそれもある。

県委員の氏名を公にした場合、自己が行った意見や提案に基づく具体的な改善措置が講じられないことに不満を募らせた被留置者が、これを当該委員の責任であると考え、当該委員に不当に攻撃を加えたり、被留置者の関係者や再犯を企図する者等が、当該委員に対して脅迫や不当な要求をし、又は圧力を掛けることも十分想定される。

警察庁においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の運用上の留意事項について（平成19年5月31日付け警察庁丁総発第102号）において、留置施設視察委員会の趣旨に鑑み、委員の安全を保護し、職務の円滑・適正な執行を確保するため、委員の氏名、住所その他委員個人の特定につながる情報は公表しないものとし、特に、被留置者に知られることのないように最大限配慮している。

以上のとおり、県委員の氏名は、公表を前提とはしておらず、公にすることにより、個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから、条例第7条第2号ただし書のウから除外される。

また、生年月日、略歴（職歴など）及び推薦理由については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報である。「個人に関する情報」には、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれると解釈され、個人の尊厳及び基本的人権尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要がある。

したがって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号ただし書にも該当しないので不開示情報に該当する。

4 文書20のうち氏名欄及び職業欄について

(1) 条例第7条第2号該当性について

1 (1)と同様

(2) 条例第7条第4号該当性について

被留置者は、不当要求や逃走を謀るおそれがあり、一般人から選任される県委員の氏名を公表した場合、被留置者の関係者や再犯を企図する者等が留置施設の情報を得るため、当該委員に対して脅迫や不当な要求をし、又は圧力を掛けることも十分想定されることから、公にされれば、県委員としての職責の遂行が消極的となる。

その結果、本来福島県留置施設視察委員会を經由して留置業務管理者が把握すべき留置施設の運営等の問題点が見逃されることとなり、これを端緒として、留置施設の規律及び秩序が害され、保安事故等の異常事態が発生するなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

被留置者の現状を見ると、留置施設に収容されている被留置者のほぼ2人に1人

は再犯者であり、再犯の被留置者は、留置慣れしていることから、自らの要求をかなえようと留置担当官に対する不当な働き掛けを行う傾向がある。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、福島県留置施設視察委員会事務処理要綱（平成20年2月26日付け達（留）第45号）に基づいて、実施機関が平成23年度の県委員候補者を福島県公安委員会に上申するため、法律関係者、医師、地方公共団体の職員、地域住民の代表等関係する公私の団体の長に対して行った県委員候補者の推薦の依頼に係る起案書、依頼文、署長宛て連絡文と推薦団体からの推薦に係る回答書及び推薦書並びに平成23年度福島県留置施設視察委員会名簿である。本件対象公文書には、推薦団体名、代表者名、所在地、連絡先、担当窓口、郵便番号、電話番号、警察署名、推薦年月日並びに被推薦者の氏名、職業、生年月日、住居、略歴（職歴など）及び推薦理由並びに委員の氏名、年齢及び性別等の項目があり、項目ごとに記載されている。

2 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号の趣旨

本号は、個人の尊厳及び基本的人権尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要がある、プライバシーは一旦開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、特にプライバシーに関する情報については最大限保護することを目的としており、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は原則として不開示とすることを定めたものである。

また、本号ただし書は、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したものである。

(2) 審査会の判断

ア 始めに文書1から文書20までに記載されている推薦団体名や所属団体名等について条例第7条第2号の該当性について検討する。

当審査会において本件対象公文書を見分したところ、記載されている推薦団体名や所属団体名等は、実施機関が県委員を選任するために候補者の推薦を依頼した公私の団体であり、推薦された候補者が所属する団体であると認められる。この推薦団体名等を全部開示した場合、選任された委員が誰なのかを知ろうとする者が、他の情報と照合することにより、推薦された候補者を特定してしまうおそれを否定することはできない。

しかし、実施機関では既に職業を開示していることからすると、推薦団体名や所属団体名等が特定できない範囲において、団体名等の職業を表す部分や団体を表す敬称などの一部を開示することが合理的であると判断する。

ただし、一般的には、団体の構成員の数が多き場合には団体から推薦された個人が識別される可能性は低いが、構成員が少数の場合には他の情報と照合することにより団体から推薦された個人が識別される可能性が高くなること、また、当該団体が属する業種等によっても個人が識別される可能性が変わることを踏まえ

て判断する必要がある。

イ このことから、文書9に記載されている署長宛て連絡文の「警察署名」は、推薦団体名の一部を開示した情報と照合することにより、推薦団体名を特定することができる情報となり得ることから条例第7条第2号に該当すると認められる。

ウ また、文書10から文書19までのうち現に県委員に選任された者の推薦書の「被推薦者の氏名、住所、生年月日、略歴（職歴など）及び推薦理由」及び文書20の福島県留置施設視察委員会名簿の「氏名及び職業」は、個人に関する情報であると認められる。

さらに、県委員は、推薦団体から候補者の推薦を受け、福島県公安委員会が任命する非常勤特別職の地方公務員であり、実施機関が説明するとおり、その氏名については、公表を前提としていない。

したがって、県委員の氏名を公にすることが、ただし書ウの個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合に該当するか検討する。

エ 福島県留置施設視察委員会の職務内容からすると、留置施設の運営に高い関心を持つ被留置者等は、福島県留置施設視察委員会の意見内容にも高い関心を持つ蓋然性が高い。

したがって、県委員に対して不当な要求や圧力等様々な手段を用いて、留置施設等に係る情報を得ようとするおそれがあるという実施機関の主張は否定できない。

また、県委員の氏名を開示した場合、被留置者等が県委員個人、その家族等に対して接触や介入を図るなど、私生活に影響を及ぼすことも懸念される。

さらに、不当な要求や圧力等がなかったとしても、被留置者等が県委員個人、その家族等に接触していることが分かれば、県委員が述べる意見等の公正さに疑義が生ずるなど、県委員個人に対する信頼を失うおそれも否定できず、個人の権利利益を害するおそれも予想される。

オ なお、県委員の氏名は、一般市民としては関心ある情報であると考えられるが、県委員候補者の推薦に当たっては、法律関係者、医師、地方公共団体の職員、地域住民の代表等関係する公私の団体の長に対して、福島県警察本部の担当課が推薦を依頼し、推薦された候補者を実施機関が福島県公安委員会に上申し、その候補者の中から人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者を福島県公安委員会が選任し、県委員を任命している。福島県公安委員会は、住民を代表する合議体の機関として第三者的な立場から警察の政治的中立性の確保と民主的管理を図っている。

審査請求人は、県委員の氏名を公表しなければ、県委員選任における透明性の確保とこれによる留置施設視察委員会の独立性が確保されないと主張する。

しかし、県委員の選任には職業が重視され、実施機関がその職業を開示することにより県委員選任における透明性が確保されているとともに、警察組織から独立した住民を代表する福島県公安委員会が制度の趣旨を踏まえた公正な人選を行うことにより福島県留置施設視察委員会の独立性は確保されていると認められる。

以上のことから、審査請求人が主張する県委員の氏名を開示しないことにより保護される利益に優越する公益上の理由があるとまではいえない。

したがって、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号ただし書にも該当しないので、不開示情報に該当すると認められる。

カ また、県委員の氏名以外の県委員の住所、生年月日及び略歴（職歴など）についても県委員の個人情報であり、条例第7条第2号ただし書に該当しないので、不開示情報に該当すると認められる。

審査請求人は、略歴（職歴）について、その記載をもって特定の個人を識別することはできず、県委員選任過程における透明性を確保するためにも公開される必要があると主張する。

しかし、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、略歴の記載から他の情報と照合することにより、個人を容易に特定されると認められる。

また、福島県公安委員会が県委員の公正な人選を行うことからすると、略歴を不開示にすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があるとまではいえない。

キ なお、文書20の職業欄について不開示となっている部分は、所属する会社名であることから条例第7条第2号に該当すると認められる。

ク 次に推薦理由について検討する。

当審査会で本件対象公文書を見分したところ、推薦理由は、実施機関から県委員候補者の推薦を依頼された公私の団体の長による被推薦者の組織体の構成員としての個人に関する情報や推薦に係る適性など、個人に対する評価を含んだ記載であり、かつ、その記述内容は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものであることから、条例第7条第2号に該当すると認められるものが多い。

しかし、特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を開示すべきである。

3 条例第7条第4号該当性について

(1) 条例第7条第4号の趣旨

本号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

この場合、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、犯罪等に関する将来の予測としての専門的・技術的判断を要することから、実施機関において支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするという実施機関の第一次判断権が尊重される規定となっている。

(2) 審査会の判断

ア 文書20の福島県留置施設視察委員会名簿の「県委員の氏名、生年月日、年齢、郵便番号、自宅住所、会社名及び連絡先」については、2(2)と同様に条例第7条第2号に掲げる不開示情報であると判断する。

イ さらに、条例第7条第4号の該当性について検討する。

条例第7条第4号が適用されるためには、「公共の安全と秩序の維持に支障を

及ぼすおそれ」に該当するかどうかを判断することになる。判断するに当たっての「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的具体的なものであること、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が求められる。

ウ しかし、県委員の氏名については、実施機関が説明するとおり、過去に公表をした事実はないことから、当審査会としては次により通常起こり得る支障を想定した上で判断する。

当審査会において、被留置者が留置施設で不当な要求を行った事案があったかを確認したところ、他都道府県警察で、被留置者が留置担当官に対して因縁をつけ、脅迫された留置担当官が要求に応じて喫煙や携帯電話による通話を黙認したり、現金を恐喝される等の事案が発生しているほか、被留置者の逃走や留置施設内での自殺が発生している。

福島県留置施設視察委員会の職務が被留置者と面接したり、留置施設を視察し、その運営に関して留置業務管理者に意見を述べることなど、被留置者の適正な処遇の確保を目的としていることからすると、被留置者が正当な要求だけではなく、福島県留置施設視察委員会の制度を悪用し、留置担当官への要求と同様に不当な要求を県委員に対して行う可能性を否定できない。

また、実施機関が県委員の氏名を公表した場合、被留置者ばかりでなく、被留置者の関係者や再犯を企図する者等が、留置施設の情報を得るため、県委員個人、その家族等に対して脅迫や不当な要求をし、又は圧力を掛けることも予想される。

これにより、本来福島県留置施設視察委員会を経由して留置業務管理者が把握すべき留置施設の運営等の問題点に適切に対応できなくなる事態が生じ、結果として留置施設の規律及び秩序が害され、保安事故等の異常事態が発生するおそれがある。

なお、被留置者の関係者や再犯を企図する者から、県委員の生命、身体等の安全を確保する必要性も否定できない。

よって、実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があると認められる。

4 条例第7条第6号該当性について

(1) 条例第7条第6号の趣旨

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものであり、当該事務又は事業の目的達成又は公正かつ適切な執行の確保を図るものである。

なお、監査、交渉、試験その他の反復継続的な性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり得ることから、これらの事務又は事業についても本号の適用を受けるものである。

(2) 審査会の判断

ア 文書1から文書8までに記載されている「あて先名及び本文の一部」並びに文

書10から文書20までに記載されている「推薦団体名、代表者名、所在地、連絡先、被推薦者の事務所及び連絡先並びに本文の一部」、「承諾が必要な場合の連絡先」及び「福島県留置施設視察委員会名簿の団体等名称、郵便番号、住所窓口及び電話番号」については、2(2)と同様に条例第7条第2号に掲げる不開示情報であると判断するため、当該不開示部分については、条例第7条第6号の該当性を論じるまでもなく、条例上の不開示情報に該当すると認められる。

イ また、審査請求人は、推薦団体名等について、留置施設視察委員会の独立性と選任過程における透明性を確保することは、公益上重要であることから公益上の利益を比較衡量し開示すべきと主張する。

しかし、推薦団体名等を公表した場合、推薦された候補者個人が特定されてしまうおそれを否定することはできず、県委員個人の権利利益を害するおそれも予想される。

さらに、県委員の選任には職業が重視され、その職業を実施機関が開示することにより透明性が確保されているとともに、警察組織から独立した住民を代表する福島県公安委員会が制度の趣旨を踏まえた公正な人選を行うことにより福島県留置施設視察委員会の独立性は確保されていると認められる。

以上のことから、審査請求人が主張する推薦団体名等を不開示にすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があるとまではいえない。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年11月15日	・ 諮問書受付
平成23年11月21日	・ 実施機関に対し一部開示決定理由説明書の提出依頼
平成23年12月19日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成23年12月22日	・ 審査請求人に対し意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対し一部開示決定理由説明書を送付
平成24年1月24日	・ 審査請求人から意見書の提出
平成24年3月26日	・ 審査請求の経過説明

	・ 審議（第 1 回）
平成24年 4 月 18 日	・ 実施機関から説明聴取 ・ 審議（第 2 回）
平成24年 5 月 21 日	・ 審査請求人から説明聴取 ・ 審議（第 3 回）
平成24年 6 月 18 日	・ 審議（第 4 回）
平成24年 7 月 23 日	・ 審議（第 5 回）
平成24年 8 月 23 日	・ 審議（第 6 回）
平成24年 9 月 26 日	・ 審議（第 7 回）
平成24年10月 25 日	・ 審議（第 8 回）
平成24年11月 29 日	・ 審議（第 9 回）
平成24年12月 19 日	・ 審議（第10回）
平成25年 1 月 24 日	・ 審議（第11回）

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐々木廣充	弁護士	会長職務代理者 (審議回避)
丹野 豊子	行政書士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
濱田千恵子	N P O 法人理事	

No.	公文書の名称	審査請求の対象である 不開示部分	不開示情報			決 定 内 容
			個人	犯罪 捜査	事業 執行	
1	平成23年3月2日起案書(12号)及び依頼文(案)	○あて先及び敬称	○		○	団体名の一部開示、敬称は全部開示
2	平成23年4月11日起案書(24号)及び依頼文(案)	○あて先及び敬称	○		○	団体名の一部開示、敬称は全部開示
3	平成23年3月2日起案書(13号)、依頼文(案)及び依頼文	○あて先及び敬称	○		○	団体名の一部開示、敬称は全部開示
4	平成23年4月28日起案書(25号)、依頼文(案)及び依頼文	○あて先及び敬称	○		○	団体名及び敬称は一部開示
5	平成23年4月28日起案書(26号)、依頼文(案)及び依頼文	○あて先及び敬称	○		○	団体名及び敬称は一部開示
6	平成23年4月28日起案書(27号)、依頼文(案)及び依頼文	○あて先及び敬称	○		○	団体名の一部開示、敬称は全部開示
7	平成23年5月2日起案書(29号)、依頼文(案)及び依頼文	○あて先及び敬称	○		○	団体名及び敬称は一部開示
8	平成23年5月2日起案書(30号)、依頼文(案)及び依頼文	○あて先及び敬称	○		○	団体名の一部開示、敬称は全部開示
9	署長宛連絡文(決裁)、連絡文(案)、連絡文H22.5.24付(写)	○署名	○			妥当
10	平成23年3月28日付、福島県警察本部長宛の回答書及び推薦書	○推薦団体名、代表者名、所在地、連絡先	○		○	団体名は一部開示
11	平成23年4月14日付、福島県警察本部長宛の回答書及び推薦書	○推薦団体名、代表者名、所在地、連絡先	○		○	団体名は一部開示
		○推薦者の氏名、生年月日、略歴、推薦理由	○			推薦理由は、個人情報であっても個人が特定されない部分は開示
12	平成23年5月12日付、福島県警察本部長宛の回答書及び推薦書	○推薦団体名、代表者名、所在地、連絡先	○		○	団体名は一部開示
13	平成23年5月12日付、福島県警察本部長宛の回答書及び推薦書	○推薦団体名、代表者名、所在地、連絡先	○		○	団体名は一部開示
		○推薦者の氏名、生年月日、略歴、推薦理由	○			推薦理由は、個人情報であっても個人が特定されない部分は開示
14	平成23年5月17日付、福島県警察本部長宛の回答書及び推薦書	○推薦団体名、代表者名、所在地、連絡先	○		○	団体名は一部開示
		○推薦者の氏名、生年月日、略歴、推薦理由	○			妥当
15	平成23年4月11日付、福島県留置施設視察委員会委員候補者推薦書	○推薦団体名、代表者名、所在地、連絡先	○		○	団体名は一部開示
		○推薦者の氏名、生年月日、略歴、推薦理由	○			推薦理由は、個人情報であっても個人が特定されない部分は開示
16	平成23年4月18日付、福島県留置施設視察委員会委員候補者推薦書	○推薦団体名、代表者名、所在地、連絡先	○		○	団体名は一部開示
17	平成23年5月12日付、福島県留置施設視察委員会委員候補者推薦書	○推薦団体名、代表者名、所在地、連絡先	○		○	団体名は一部開示
		○推薦者の氏名、生年月日、略歴、推薦理由	○			推薦理由は、個人情報であっても個人が特定されない部分は開示
18	平成23年5月20日付、福島県留置施設視察委員会委員候補者推薦書	○推薦団体名、代表者名、所在地、連絡先	○		○	団体名は一部開示

19	平成23年5月27日付、福島県留置施設視察委員会委員候補者推薦書	○推薦団体名、代表者名、所在地、連絡先	○		○	団体名は一部開示
20	平成23年度福島県留置施設視察委員会名簿	○団体等名称、郵便番号、住所窓口、電話番号	○		○	団体名は一部開示
		○委員の氏名、職業	○	○		妥当